

がん登録について

当院は、平成 20 (2008) 年から院内がん登録を開始しております。登録した情報は、国立がん研究センター及び愛知県に提出しています。

また、平成 28 (2016) 年 1 月「がん登録等の推進に関する法律」が施行されました。それに伴い、平成 28 (2016) 年以降の診断日症例より全国がん登録を行っています。

◇がん登録

がんの罹患率を知る唯一の方法です。また、がんの進展度や生存率など様々な統計情報を得ることができます。それらの情報は国や都道府県のがん対策、がん検診や治療の体制づくり、がん研究などに役立てられます。このように、私たちがよりよいがん医療を受けられる体制を作るためにはなくてはならないものとなっています。

◇院内がん登録

各施設において、がんの診断・治療を受けた全ての患者さんについての情報を登録する仕組みです。がん診療連携拠点病院は院内がん登録の実施が義務付けられています。

◇全国がん登録

日本でがんと診断された全てのデータを、国で 1 つにまとめて集計・分析・管理する仕組みです。平成 28 (2016) 年 1 月より開始となりました。

◇予後調査（生存確認調査）について

予後調査は 3 年予後調査、5 年予後調査と 10 年予後調査があり、生存率を計算するための調査です。これは、平成 27 年 (2015) 年以前にがんと診断された患者さんが対象で、調査実施の際、情報の把握が出来ない場合は住民票照会による生存確認を行います。調査は、病院独自で行う場合と、国立がん研究センターの自主事業である「予後調査支援事業」に依頼することがあります。調査結果は、国立がん研究センターに報告することにより、生存率を分析します。

この予後調査の住民票照会に関しては、患者さんの請求により拒否することができます。拒否を希望される方は、事務局 医療情報課まで申し出ください。

豊橋市民病院 院長
事務局 医療情報課 がん登録担当
平成 30 年 3 月 26 日